



「後期高齢者医療制度」が始まります

平成20年4月から、今までの老人保健制度に変わり、75歳以上の方（または65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入する方）を対象とした「後期高齢者医療制度」が始まります。

現在の老人保健制度では、国民健康保険や会社などで入る被用者保険など、それぞれの医療保険に加入しながら、老人保健制度の対象となっています。平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度ではそれらの医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度に新たに加えることになります。

対象になる方は？

75歳以上のすべての方（生活保護を受けている方は除きます）

または65歳以上で一定の障がいがあり、認定を受けた方で制度に加入する方

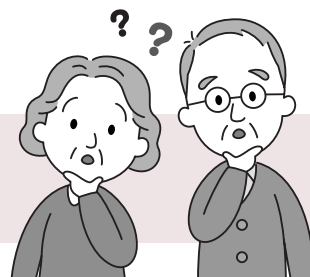
※保険証は1人につき1枚交付されます。

保険料はどうなるの？

後期高齢者医療制度に加入する、すべての被保険者一人ひとりが保険料を納めることになります。しかし、後期高齢者医療制度加入によって従前の保険は脱退することから、保険料の重複負担はありません。また、低所得者の方や、社会保険等の被扶養者として保険料の実質的負担がなかった方については保険料の軽減措置があります。

例えばこんな場合はどうするといのでしょうか？

問 私は75歳なのですが、息子の会社で保険（被用者保険）に入れてもらっています。来年の4月からはどうなるのですか。



答 後期高齢者医療制度に加入することになるので、すべての被保険者一人ひとりが保険料を納めることになります。（軽減措置があります）息子さんの会社の保険は脱退することになるので、重複して納めることにはなりません。また、来年4月までに新しい保険証が郵送されます。